

答申第189号  
平成30年1月12日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成29年7月19日神行総総第653号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「新長田駅南再開発ビル管理費関係書類」の公文書を保有していないことによる非公開決定に対する審査請求についての諮問

### 1 審査会の結論

本件の公開請求に対し、公文書を保有していないことによる非公開決定を行ったことは妥当である。

### 2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求を行った。

①「新長田駅南再開発に関し、A棟の出発時点で神戸市とB社とC法人の3者にて、管理費について協議した記録文書と契約書（又は念書）及びC法人の管理費が他の区分所有者の二分の一に措置されたことが明示されている文書（以下「本件請求1」という。）」

②「最近3年間のB社の株主総会の議案書、資料一式（住宅都市局の幹部がB社の株主総会に出席されているので、その時に入手した議案書・資料一式（以下「本件請求2」という。））」

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求1に対して、3者での協議を行っていないこと、及び請求内容に該当する公文書を取得していないため、公文書を保有していないことによる非公開決定（以下「本件決定」という。）をした。

また、本件請求2に対して特定の時期に開催された株主総会招集通知、及び臨時株主総会招集通知を特定し、特定個人の生年月日・略歴を非公開とし、その余を公開とする決定を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件請求1に該当する文書が存在するはずであるとして、審査請求を行った。

### 3 請求人の主張

請求人の主張を、平成29年4月17日受付の審査請求書、4月25日受付の補正書、5月30日及び平成29年6月26日受付の反論書、9月22日の口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) C法人理事長名の区分所有者への回答文書には、「A棟店舗部会において、管理費が店舗とC法人特別養護老人ホームが2：1になっていることは承知しています。店舗と特別養護老人ホームの料金の違いについての詳細は神戸市とB社にご確認ください。」と記されている。

神戸市施行の再開発ビルの管理費格差について、当の神戸市が「記録文書がない。」とか「公文書は取得していない。」で済ませることはできない。

以上の理由から、公文書は存在するはずである。もし、保有していないのなら、神戸市が出資しているB社から取り寄せて開示すべきである。

- (2) 神戸市もA棟の一区分所有者であるから、「管理を行う管理者が必要費用を算出し、集会に管理費額を議案として提出するのが通常である」と弁明書に記載している以上、A棟がスタートした当初からの「集会」に市も出席しているはずである。「管理費額は」「集会の議決事項」として議決したはずで、その「集会」の議案書は保有していなければならない。万一、紛失したというのなら、B社にコピーを求めれば入手できるはずである。

また、請求人が「公文書を保有していないことによる非公開決定通知書」などの通知書を受け取った際、住宅都市局職員は、請求人からC法人の管理費が他の区分所有者の二分の一になっていることを認識しているかどうかの問いに、「認識している。」と明言した。同時に職員は「これまでA棟の役員会や集会では、二分の一のことは話し合われていない。」とも述べた。

ところが弁明書には、「一区分所有者である神戸市が、管理者が個々の区分所有者に対し、いかなる措置を行ったか把握する立場にない。また、管理費の決定については、…管理者が行う事項であり、再開発事業施行者である神戸市が管理費及び管理費格差について把握する立場にない。」としているが、神戸市は、いつ、どこで、どのようにしてC法人の管理費が他の区分所有者の二分の一になっていると認識したのかを明らかにしなければならない。管理費額は、議決事項として議決したはずで、その集会の議案書は保有しているはずである。請求人が求めているのは、不公正な管理費の決定がなされた意思決定の文書である。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成29年5月18日及び6月14日受付の弁明書、8月4日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) A棟においては、管理者がA棟管理規約（以下「規約」という。）に基づき管理運営を行っている（区分所有法第26条）。管理費額は集会の議決事項（区分所有法第30条、第1項、規約第60条第1項第2号、第2項第2号）であるが、規約には管理者が事前に個別の区分所有者と協議すべきことは規定されていない。また、管理費は設備管理等の通常管理に要する費用に充当することとされており（規約第37条）、その性質上、それらの管理を行う管理者が必要経費を算出し、集会に管理費額を議案として提出するのが通常であり、その決定過程に個々の区分所有者が関与する余地はない。実際、市とB社とC法人の三者での協議は行っていない。したがって、市とB社、C法人の三者にてA棟の管理費について協議した記録文書はそもそも協議自体が存在しないので、作成していない。また、契約書（又は念書）も集会決議が必要な事項について契約書又は念書を交わすことは無意味であり、作成していない。

- (2) 一区分所有者である市が、管理者が個々の区分所有者に対し、いかなる措置を行ったか把握する立場にない。また、管理費の決定については前述のとおり管理者が行う事項であり、再開発事業施行者である市が管理費及び管理費格差について把握する立場にない。したがって、C法人の管理費が他の区分所有者の二分の一に措置されたことが明示されている文書は保有していない。
- (3) 公文書管理規程（昭和35年4月30日訓令甲第8号）により議案書は保存期間5年と定められていることから、A棟供用開始当初の集会（平成16年）の議案書は既に廃棄しており現存しない。
- (4) 請求人は反論書2で「いつ、どこで、どのようにしてC法人の管理費が他の区分所有者の二分の一になっていると認識したのかを明らかにしなければならない。」と主張している。C法人の管理費が他の区分所有者の二分の一になっていると認識した時期は定かではないが、これまでも区分所有者集会等において紹介されており、各区分所有者が周知の事実と認識している。

なお、請求人は市がB社から文書を取り寄せるよう主張するが、本件処分の違法・不当を主張するものではなく、公文書公開の判断には何ら影響を及ぼさない。

## 5 審査会の判断

### (1) 争点について

本件の争点は、「新長田駅南再開発に関し、A棟の出発時点で神戸市とB社とC法人の3者にて、管理費について協議した記録文書と契約書（又は念書）及びC法人の管理費が他の区分所有者の二分の一に措置されたことが明示されている文書」（以下「本件請求文書」という。）の存否である。

以下、検討する。

### (2) 本件請求文書の存否について

処分庁によると、A棟の管理はB社が行っており、B社はA棟管理規約に基づき管理運営を行っている。管理費額は集会の議決事項であるが、管理費は設備管理等の通常の管理に要する費用に充当することとされていることから、管理を行う管理者が必要経費を算出し、集会に管理費額を議案として提出するのが通常である。本件の場合、当初の2年間はB社が管理費を決め、その後については区分所有者の集会で決めることとしており、その決定過程に個々の区分所有者が関与する余地はなく、神戸市、B社、C法人の三者間で協議も行っていないとしている。

処分庁としては、神戸市も区分所有者であり、管理費の見直しがあれば、単価あたりいくらに変えるといった単価差の説明を受けるのみであり、区分所有者ごとの管理費の説明は受けていないとしている。

また、請求人が「A棟はスタートした当初から区分所有者の集会に処分庁も出席しているはずであり、当時の議案書を保有しているはずである。」と主張していることについて、処分庁としては、管理費については住宅都市局が所管しているが、議案書等、

区分所有者の集会に関する公文書は公文書管理規程に基づいて「再開発ビル等の管理関係書類」として5年間保存しているが、平成16年当時の議案書は既に廃棄しているとしている。

なお、処分庁によると、特別養護老人ホームは再開発事業を行う際に地元から公共公益施設の誘致の要望を受け、保健福祉局が公募を行い、C法人を誘致したとしている。このことについて、審査会としてはC法人の誘致段階で本件請求文書が作成されている可能性があることから、平成11年度に特別養護老人ホーム建設に伴う用地貸付の募集を行った保健福祉局に關係資料の提出を求めた。その結果、保健福祉局から特別養護老人ホーム建設用地貸付の募集案内、特別養護老人ホーム設置・運営の申込關係書類一式の提出があり審査会が見分したが、当時の募集案内等において、本件請求に関する情報の記載は確認できなかった。

以上を踏まえて判断すると、管理費については、前述のとおり管理者及び区分所有者の集会で決定される事項であり、神戸市が管理費及び管理費格差について把握する立場にないとする処分庁の主張は不合理とはいえない。

したがって、C法人の管理費が他の区分所有者の二分の一に措置されたことが明示されている文書を保有していないとする処分庁の主張は不合理とはいえず、また、上記公文書の存在を窺わせる事実も確認できなかったことから、処分庁が本件決定を行ったことは妥当である。

#### (3) その余の主張について

請求人は、本件審査請求において、処分庁に対してB社から文書を取り寄せて公開することを求めているが、情報公開制度は、公文書公開請求のあった時点で処分庁が保有する公文書を対象としているものであり、請求時点以降に請求に対応する公文書を取得し、もしくは作成して対応するものではないことを申し添えておく。

#### (4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成29年4月17日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成29年5月18日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成29年5月30日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成29年6月14日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成29年6月26日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成29年7月19日	—	* 諮問書を受理
平成29年8月4日	第305回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成29年9月22日	第306回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
平成29年11月16日	第308回審査会	* 審議
平成29年12月21日	第309回審査会	* 審議